ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第56号　2017/7/14

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】賭博規制の原点から考えよ！／パチンコと消費者被害／責任ギャンブル（Responsible Gambling）論再考／パチンコ研究(10)―マルハンスタディからわかること―／大阪カジノ万博物語(2)／コラム：「世界最高の依存症防止カジノ」～ホラ吹き安倍のカジ(舵)の行方～、パチンコ売春、至言、博打の木、メディアはパチンコ業者に頭が上がらない！？、犯罪を政府がすれば公正か、賭博の語の解説、ギャンブル券の数え方／NEWSピックup／事務局だより

賭博規制の原点から考えよ！

　現在のカジノ導入やパチンコ規制についての論をみると、その弊害（暴力団、マネロン、ギャンブル依存等）の減少対策を一定論じるも、刑法第185条以下の賭博・富くじの一般的禁止の本旨には触れず、特別法ないし特定区域での例外とすればよい、パチンコは遊技であって賭博ではないといった形式論で本題を避けているものが多い。

　刑法での禁止に対しては、賭博の自由を認めて政府・国家の介入は最小限にすべきとの見解もあるが、全くの自由論者はほとんどいない。自由論の多くは、弊害を最小限にする規制でよいというものだ。ギャンブルが、アウトロー（暴力団、博徒）やマネロン、脱税（租税回避）、依存症問題、客の経済・生活破綻を招くことは公知のところである。

現在の特別法による例外的許容は、①収益金の公益利用、②事業者は政府・自治体に限るという2大要件を絶対視している。ぱちんこは公安委員会や警察が遊技の脱法を知らんふりしているものであり、ぱちんこは賭博でないとして事実上の民営賭博を取り締まっていないものだ。

　これに対し、ＩＲカジノは、民営本格賭博を認めようというもので、刑法の改正をせず、①経済特区、②特別法によって例外を認めようとしている。これにより、刑法で禁ずる(1)賭博開帳、(2)常習賭博、(3)富くじ発売を刑法の適用外とする。これは、中国における香港やマカオのように、一国二制度を導入するに近い。

賭博や富くじは、本来、その収益を事業経営者の利潤としないこと、特別税のように大衆客から適度の収奪をしても公益目的のみに使われるという建前を貫くべきなのだ。

　しかるに、現在のカジノ導入論は、カジノ周辺企業と観光の経済効果優先であり、客からの収益を私企業者の利益・利潤とし、株主に配当されるという仕組みを許すものである。また、賭博が関連企業の利益になって当然という考え方も維持している。賭博開帳や富くじ発売は、客から確実に収益を奪う本質があり、倫理性を欠く。そして人の弱点である射幸心を利用する手法であるという反社会性があるが、この点全く克服されていない。

パチンコと消費者被害

弁護士　井上　善雄

第１．パチンコの消費者被害の大きさと犯罪性

１．パチンコの消費者被害

パチンコ・パチスロ（以下、総称してパチンコという）は、日本最大の大衆ギャンブルであり、消費者の被害も最大級である。日本生産性本部の統計によれば、パチンコはかつて2005年には売上34兆8620億円、1710万人が参加していたとされ、2015年現在も売上23兆2290万円、参加人口1070万人とされている。

　　このパチンコは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風適法）上の風俗営業の一つとされ、建前では賭博ではなく「遊技」とされる。そして、風適法23条によって店はパチンコでの換金を禁じられている。しかし、勝った客の90％以上はパチンコ玉やスロットメダルを店の決めた換金用の特殊景品と交換し、さらにそれを店横の景品交換所で換金する。まさに「脱法ギャンブル」である。

パチンコは本質的に客の消費者としての権利を侵害する。厚生労働省委託調査の推計によれば、ギャンブル依存の有症率は4.8％で約536万人にのぼり、その主因はパチンコであるといわれるように、消費者の健康被害までを与えている。

２．パチンコの犯罪性

　　賭博（ギャンブル）は刑法185条以下で禁じられている。その趣旨は社会の健全な風俗と秩序を守るためといわれているが、市民消費者への加害を防止し、不当に収奪することを防止するためである。賭博開帳は人の射幸心を利用した「詐欺」という本質があり、消費者の利益を守る必要もある。賭博開帳は、市民大衆を常習賭博の場に招いて収奪する場である。

　　公営ギャンブルもその主催者が必ず収益を得られることにより成り立ち、客全体は必ず収奪される立場にある。公営競技や宝くじ・totoの肯定論者が、自主的に客が「特別税」を納めるようなものと表現するのも、「収奪」を「納税」と呼び換えているに過ぎない。

　　この点、風俗営業の名で行われるパチンコは公営ではなく私企業で、客を賭けに誘って収奪する。

第２．パチンコの消費者（客）への詐欺性

１．ゲームでの詐欺手法

公認の宝くじや公営競技の客全体に対する控除率（収奪率）は、宝くじでは約55％、公営競技は約25％である。しかし、パチンコは正面から法認のギャンブルではなく、その控除率は明らかでない。これは店の運営方針にもより、コンピュータや釘調整での収奪実態が明らかでないからだが、全体としては売上の10～15％程度といわれている。

パチンコは、かつてはパチンコ台自体の設定と釘師によるパチンコ台の個別調整だったが、今日ではホール全体や島ごと、さらには個別台に及ぶコンピュータ制御やセットした個別調整が可能となっている。メーカーから既に調整済みの台を購入して設置し、さらに各台やシマの出玉調整もしている。時にはサクラ（おとり客）利用までの詐欺行為もある。甚だしきは景品交換時の勝玉カウンターを調整して集計数を少なくすることまであるという。そして、特殊景品を交換所で換金する際には貸玉時のレートを下回る額での換金となるのである。

　　このようにパチンコはゲームそのものの不法な操作の「詐欺」と貸玉条件と貸玉の景品交換条件、そして景品の換金過程でも「詐欺」「収奪」がある。繰り返される新台の出玉調整も結局はヘビー客（中毒客）を生むための呼び水である。パチンコは「詐欺世界」である。

　　パチンコ店は、収益と維持のためにパチンコ台とコンピュータ仕込みの「のめり込み機能」によって、１台あたり毎日4万円（最大は1日10万円を超える）の「損失」を客にもたらしている。パチンコは略奪的ギャンブル（Predatory Gambling）である。

２．広告と勧誘上の詐欺と消費者被害

　　ギャンブルは本来、勧誘広告を許すべきものではない。風適法16条（広告及び宣伝の規制）は、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれの広告又は宣伝を禁ずる。例えば、入賞口に入りやすく調整した遊技機の設置や大当たり高確率への変更をうかがわせたり、著しく多くの玉・メダルの獲得が容易であるとする表現、そして賞品買取や換金をうかがわせる表現を禁ずるが、実際には客がこのような錯覚をする広告・宣伝が多い。

パチンコは、射倖性と熱中度を高めるためにコンピュータ制御でパチンコ台の出玉をコントロールしつつ、出玉の良い台をほのめかして毎日のように新聞折込やテレビＣＭで来店を呼び掛ける。その一方で言い訳的に「のめり込み」に注意と言うが、チラシ等で告知して朝から来店した客にケーキを配ったり、月に何度も新台導入をして射幸心を煽り、多くの客を来店するように勧誘している。

第３．パチンコと風適法、古物営業法の脱法

１．風適法上の規則の違反

　　風適法23条では「ぱちんこ」はその営業者に対し、（１）現金又は有価証券を賞品として提供すること、（２）客に提供した賞品を買い取ること等を禁じている。

　　戦後のパチンコ店はタバコ等の景品提供をし、店によってはその景品を買い取ったのと同様に現金で返すところもあった。やがてパチンコ店の周辺では景品を買う（金に換える）商売が拡がり、暴力団の資金源ともなった。これらパチンコ店やメーカーには、日本で「正業」のしにくい在日外国人も多かったし、脱税が多かった。その負の歴史は今日にも残っている。

２．三店方式による脱法

　　パチンコの今日の姿は、いわゆる三店方式という換金システムを定着させたものである。これによりパチンコは、その売上額（20～35兆円）でも、その店舗数（1万～4万店）でも、その参加人数（1000万～3000万人）でも日本一であるばかりか、世界一位の巨大ギャンブルとなっている。

三店方式とは、パチンコ店→景品交換所→景品問屋（卸業者）の三店からなる。①客は現金をパチンコ店に支払い、玉（スロットはメダル）に交換する、②客は貸玉等を失えば負け、増やすと勝ちで、パチンコ店で一般景品や「特殊景品」に交換する、③特殊景品を選んだ客は、パチンコ店横や周辺に構える景品交換所に持参すると、交換所はそれを現金で買い取ってくれる（交換する）、④交換所は買い取った特殊景品を買値よりも高値で景品問屋に売る、⑤景品問屋はその特殊景品をパチンコ店に卸す、というシステムである。

　　さらにこれに集荷業者を間に挟んで、パチンコ店→景品交換所→集荷業者→景品問屋と循環する場合は四店方式というが、本質は三店方式と変わらない。

　　三店方式は、元警察官でパチンコ店店主の水島年得と警察が協力した「大阪方式」が全国に拡大したものである。水島はパチンコ店業者の全国組織（全遊連）の会長となり、大阪方式を拡大する手段として、景品交換業務を大阪身障者未亡人福祉事業協会に委託し社会的弱者の雇用、社会貢献への寄与という美名も利用した。

　　この換金システムが確立されたことでパチンコは一大ギャンブル産業となり、パチンコメーカーやパチンコ店から億万長者が多数生まれた。

　　景品交換所らは古物商として扱われ、パチンコ店と同様、警察署の所管である。パチンコと共に警察による監視監督ができるという便もあるが、この業界では事実上、警察がパチンコ台のメーカー基準決定から景品の回収・換金まで介入し、天下りや再就職など利権の場となっている。

　　昭和20～30年代はタバコが「特殊景品」、つまり換金用景品だった。現在は、東京では「金賞品」、大阪では換金以外には使用価値がなく偽造しにくいような表示景品を、換金用の「特殊景品」として用いている。

　　特殊景品は1個5000円以下に設定されており、実際にはパチンコ客が大きく勝って数万円分以上にもなるときはそれをいくつも持ってパチンコ店横の景品交換所に行く。多くの交換所の窓口は互いの顔が見えないような造りで前後にスライドできる引出しが設置されており、客がこの引出しに景品を置けば回収され、景品の数に応じて数千円～数万円もの現金に交換される。パチンコ店の従業員やガードマンはもちろん、巡回する警察もがその交換状況を見て見ぬふりをしている。

３．古物営業法の違反

　　古物営業法15条では、客についてその身分証明書等で住所・氏名の身元確認することが義務付けられている。これに違反した古物商には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑事罰が科せられる。

　　しかし、同法15条2項と同施行規則16条の例外規定で、換金が1万円未満であれば、客の住所・氏名の確認を要しないとされている。特殊景品はこれに該当する。（但し、1万円未満のものでも「ゲームソフト」「書籍」などは個別に住所・氏名の確認が必要。）

　　実際の景品交換所では、総額何万円もの交換であっても客の顔さえ見えない「引出し」システムでの交換が行われ、この点、古物営業者は法15条違反を常態としている。店も警察もこれを知って、この三店方式を支えている。

　　これは、交換所は特定のパチンコ店の賞品しか扱わないから古物商には当たらないという変な理由である。しかし、大阪でいえば特定の社会福祉法人が市内のパチンコ店の交換所を仕切っており、特定のパチンコ店の賞品しか扱わないという理由さえ不実である。

第４．脱法パチンコによる消費者収奪

ギャンブルに他ならないパチンコ営業は、業界全体で20～35兆円を売り上げ、数兆円の利益を得る。その一方で客である消費者は、射幸心に惑わされた結果とはいえ、それと同じ額の経済損失を受けている。

　　業界はギャンブル性はあれゲームとしての娯楽利益を客は得ているというのであるが、脱法ギャンブルに囚われた消費者は正当なゲームによる娯楽利益を得たとはいえない。射幸心に囚われ踊らされた客であり、重要な生活費（生活保護費はもちろんである）を失い借金苦となった者、破産した者、さらには遊技費のために犯罪をおかす者も少なくない。客自身がギャンブル依存となって自殺したり、中にはパチンコに熱中するあまり我が子を放置して死に至らしめ、遺棄致死の犯罪者となるという悲劇もある。

　　ギャンブルに投じられる金は家族・親族から奪われたもの、また窃盗・強盗・詐欺・業務上横領その他犯罪により得られたものが多い。正確には統計化されていないが、総額は数千億円～数兆円に該当する。これは財産犯の使途の多くがパチンコを筆頭とするギャンブルであることからも知れる。

　　もちろん、ギャンブル依存症をはじめとしてギャンブルによって社会に転嫁される社会的費用負担を金銭評価することは難しい。パチンコは多くのギャンブル依存症者を生んでいるが、仮に依存症者が社会復帰を目指して治療することにした場合、1人につき年間10万円、期間は10年かかるとすると100万円となる。それが100万人なら1兆円の社会的費用をもたらすことになる。加えて、パチンコにかかる犯罪者の検挙、その更生のための費用、そして国民への教育など社会費用など推計できるものを加えると、パチンコ業界の利益を上回る社会費用（損害）を生んでいる。

そもそもギャンブルは、病人を生むという点で正当な収益事業でない。パチンコ業界は脱税が多く、パチンコ収益の一部を税金として政府が正当に得たとしても、社会と客の全損失からすれば僅かである。

責任ギャンブル（Responsible Gambling）論再考

１．「レスポンシブルギャンブル」（以下、Ｒ.Ｇ）は、客はその責任において賭けゲームで遊ぶのであって、客が“のめり込む”のは自己責任という意味で、ギャンブル業者がよく使う。パチンコ店の協会である全日遊協と加盟店が、新台導入などの見出しで客を誘うチラシには、パチンコは「適度に遊ぶゲームです」とか「のめり込みに注意しましょう」と書かれている。これは、のめり込み、ギャンブル依存、破局の責任が客にあると主張しているのである。

　　この点、公営競技（競馬等４Ｋ）は「のめり込みに注意」というような表示さえ欠く広告である。宝くじ、スポーツくじも客への注意は全くない。地方自治体、ＪＲＡ、ＪＫＡらは、自らの主催するギャンブルによって依存障害者や生活破局者が出ていることを知って知らぬ顔である。

２．Ｒ.Ｇは本来、ギャンブルという客を“とりこ”にし病人を生むゲームを主催・提供し、破局者を生み、社会にも様々な弊害を発生させる者への責任負担をいう言葉である。

　　健全社会では賭博は禁じられ、特に賭博開帳や富くじ発売の業者を厳しく罰する刑法がある。特別法によって賭博開帳や富くじ発売を認められる政府・地方自治体やその関係団体は、本来、国民福祉を高めるという職責を担う。賭博による病気、犯罪、その他弊害を防止する高度な責任がある。そしてそもそもギャンブルを客の一時的な健全娯楽の範囲にとどめる責任がある。従って、Ｒ.Ｇは、パチンコ・スロットを含む健全な業者に課せられた言葉である。

３．ＩＲ政府案（実施法）の検討の為に、政府内部でカジノを含むギャンブル依存への対策の政府内検討が始まった。これまでのところ、シンガポールなどでのＩＲ導入時の依存防止手法と同様の対策をとればよいと考えているようだ。

　　正しいＲ.Ｇ論によれば、現状先進国（といってもカジノ導入の先進国であって、依存症や問題ギャンブルの防止の先進国ではない）でとられている対応策ではである。現状の対応策の一つは、自己申出によるギャンブル場（カジノ）への入場制限（従って、本人が本人による入場制限を解くことも可能）である。しかし、ギャンブル依存者が自発的に入場禁止を求めるというのは、自らの意思で入場しないのに等しい。ザル規制である。また、家族による入場規制もある。だが、本人が入場したいというのにそれを知って家族が先回りをするのは困難であるし、家族の通知で入場を阻止するにもその要件の設定は困難がある。これもザル規制となり得る。

　　では、何がより有効であるか。その方法の第一は一般的入場規制で、北欧のように客の月収等を把握することができ、店側もそれを知って賭金の量的制限をかけることである。スロットマシーンなどＥＧＭにもブレーキがかかるのでなければ真の抑制効果は低い。店側が入場者の個人所得を把握するか、所得をカードで読み取れるようにしてＥＧＭが取引停止をするのでなければ実効性は低い。

そして、カジノなど賭博客がギャンブルに“のめり込み”依存することを防ぐには、入場者適格性の証明と客のギャンブル歴を捕捉しなければ困難である。

　　Ｒ.Ｇとは、ギャンブルをする有資格点検によって、客の生活破綻を招くことなく健康な娯楽にとどめ得る規制でしかない。これは、薬物依存を防ぐために、一定の麻薬・覚せい剤や睡眠薬等の精神系医薬を医師の処方によってのみ許すのと同様である。

今やギャンブル依存は、脳内ホルモン物質の自己生産によることが確認されており、医療的に安全性の担保が求められている。

パチンコ研究（１０）

―マルハンスタディからわかること―

１．（株）商業界が発行する『販売革新（2010年7月号臨時増刷）』は、「わが国最大のエンターテイメント企業マルハンのすべて　マルハンスタディ」と題し、Ａ４判126頁を出版している。いうまでもなく、商業界を紹介して商いをしている出版社が、マルハンという会社を全面的に宣伝するものであり、批判的な視点は全くない。ズバリ「よいしょ」の持ち上げ記事、賞賛記事ばかりである。

２．記事は、韓昌祐会長のトップインタビューから始まる。1931年に韓国慶尚南道に生まれ、16歳の時に兄を頼って日本に、1957年から喫茶やボウリング事業をはじめ、1958年4月に京都峯山でパチンコ店「峰山カジノ」（150台）、1965年に「豊岡カジノ」（200台）を開業したという。

韓氏は、パチンコがカジノ（ギャンブル場）であるという本質をわかっており、これを命名したのであろう。また、「パチンコ屋」と言われるのを嫌い、日本名の西原をとって西原産業を設立している。その後、「柏原カジノ」「静岡カジノ」、1975年9月に京都に開店した「マルハン野田川店」を皮切りにマルハン店を拡げ、その他に「ダイハン」という名のパチンコ店も。ボウリング事業の失敗による借金はパチンコ店で返済した。1980年フィーバー機登場で、パチンコの客層が勝負師からサラリーマン、女性などまで広がり、借金返済ができたという。90年代に35店舗までになった。

さらに次男韓裕を社長、三男韓浩を副社長（息子4人ともマルハン）にしている。そして、新しいモデル店をつくり、ライバルのダイナムと学び競争しながら、2010年当時で全国260店、売上2兆円強、経常利益500億円、従業員12,000人（社員4000人、パート8000人）のビッグビジネスとなったという。当面3兆～5兆円の売上を目指す。そして、韓国学生に60億ウォンを寄付し「韓教育財団」も発足させたと語る。

韓氏は、お金儲けはするけれど、人の心に残る使い方をすると言い、各方面に寄付している。その功で得た受賞や学位も一覧化している。

３．また、誌は力を入れた店を「マルハンイムズ」として紹介する。現韓裕社長のインタビューでは、10年後の2020年のマルハン像として①新しい視点で500店舗、②パチンコ外で1000億円売上、③ＣＳＲ（企業の社会的責任、貢献）という。そして、国内事業のパチンコ事業に限らず、カジノ事業も考えているとしている。

　　ビッグビジネスとなったマルハンは、労働問題や営業拡大でもキレイゴトが多い。社会的還元や福祉貢献もいうが、ギャンブル依存症や消費者（客）の被害そのものについては全く知らぬふりである。

　　韓氏とその子息らによる企業支配は変わっていない。ちなみに、マルハンは三店方式という賞品買取による換金事業（実質バクチ）によって2兆円超を売り上げ、300億円の経常利益を上げる。但し、その事業の故に上場が認められていない。非上場会社四季報によると、100億円相当1546万株を保有する韓一家による同族支配が続いている。

大阪カジノ万博物語（2）

大阪夢洲万博をめぐる裏側について紹介する。

2017年3月、経済産業省のWEBサイトに「万博検討会報告書案」が掲載された。その中に「万博婚」（遺伝子データを使って結婚相手を探す）という展示例があった。

そもそも2016年6月に松井知事が発表した試案は、夢洲をメイン会場とし、テーマは「人類の健康・長寿への挑戦」という基本構想であった。しかし、2017年1月からの経産省検討会では、この試案を「いかにも年寄っぽく、万博として世界の若者への発信にならない」として、学生や若い世代に向けた展示も求められた。それで急遽、報告書に付加された新企画が冒頭の「万博婚」や、子供を引き取る「赤ちゃんポスト」、死刑執行を疑似体験する「執行の日」企画などである。

しかし、これが発表されるとすぐに不謹慎との批判が相次ぎ、報告書は直ちに削除され、公開は中止された。

たしかに、「万博婚」の例は憲法24条にも反しかねない婚姻スタイルであり、もっと強く批判すれば1986年に発表されたマーガレット・アドウッドのディストピア小説（暗黒社会小説）『侍女の物語（THE HANDMAID’s TALE）』を連想させた。これは、キリスト教原理主義教団のクーデターによる独裁国家で、人口増のために子供を産み育てるよう女性が人権を奪われ、エリート男性の侍女、道具とされる社会を描く作品である。

ユートピア（理想郷）を描きがちな万博で、経産省がその企画展示案として採用しパブコメを求めるまでしたのが「ディストピア」というのは全く皮肉である。この万博が実は、ＩＲリゾートというカジノと娯楽、会議、宿泊の一大施設をつくるための手法であり、財産・富の収奪をしあう施設であることを、心ならずも示していたのである。

カジノは、その主催業者にとっては、客を夢中にさせ確実に収奪するユートピア施設であるが、客は射幸心によってギャンブル依存にさせられるディストピアである。

この万博検討会の報告書（正式には「2025年国際博覧会検討会報告書案」）のパブコメ募集は、3月17～31日までなされ、4月7日に取りまとめられた。とにかく誘致ありきというものになっている。

そして、4月11日に大急ぎで閣議了解された。これは4月中にパリのＢＩＥ（博覧会国際事務局）に届け出るためだった。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会

コラム　　「世界最高の依存症防止カジノ」～ホラ吹き安倍のカジ（舵）の行方～

　2013年、安倍首相は、福島原発事故について安全に制御できている「アンダー　ザ　コントロール」との嘘をついて、2020年東京五輪の誘致に成功した。ＩＯＣ委員への“おもてなし”（賄賂）との合わせ技といわれている。

このように安倍は、日米安保、ＴＰＰ、日露交渉でも大胆（？）不敵ともいえる堂々たる嘘「フェイク」で満ちている。

　この安倍が、2017年3月、カジノの日本立法化にあたって「世界最高レベルのギャンブル依存対策」を公言した。世界最高のギャンブル依存防止対策をするカジノなど、「酔わない酒」と言っているに等しい。ヒトラーの宣言や宣伝のように洗脳（？）されたり金でアンダーザコントロールにある（？）人は、堂々とした物言いに信じさせられてしまう。小さな嘘は早く破綻し露呈するが、大きすぎる嘘は「嘘の包み紙」が多すぎて中々真実が見えない。

パチンコ売春

　『コワーい　パチンコ店の話』（宝島社2011.3）に「パチンコ代欲しさに売春と借金を繰り返す極悪妻」という章がある。パチンコはいつでもどこでもでき、主婦は買物の途中でパチンコに。そこで確変（大当たり）が絡めば何万も儲かるとして、パチンコにはまる主婦が生まれる。パチンコ台の演出やキャラクターが主婦をはまらせ、借金地獄が始まる。夫に内緒の借金をしに消費者金融へ。夫が借金を返すも懲りずパチンコに、そして結局離婚。

　大阪のある地区のパチンコ店では、男性客を引く主婦もあるという。店員が男子トイレに入っていく男女を見掛け、おかしいと思ってビデオを遡って確認すると、同一の女が複数回それぞれ別の男を伴う様があったという。またトイレだけでなく駐車場の車内売春もあるという。こうしたことはパチンコ店にしても一般的な話ではないだろうが、借金漬けになった女にとって、パチンコ代の為の金をつくる盗み以外の手段なのであろう。

　筆者は、借金まみれになって売春にまで走るのは極悪妻だという。しかし、極悪は妻かそれともパチンコか。否、売春妻を生むパチンコこそ極悪というべきだ。

　～　至言　上記『コワーい　パチンコ店の話』（宝島社）の章立てから～

　・パチンコに偶然の負けはない！

　・一般人ばかりがカモとなる業界の構造

　・パチンコにはさまざまな利権が絡んでいる

　・被害を被るのはほとんどが一般客、ゴト行為の被害も一般客の金で補填する

　・遠隔操作に裏ハーネス、裏ロム、そして釘調整まで

博打の木

　バラ科サクラ属で常緑高木。毘蘭樹ともいう。樹皮が絶えず剥がれ落ち、バクチで負けて裸になる様に例えられたことからの木名。庭木、公園に植えられる。葉は咳止め、鎮静剤になる。実は5月頃紫黒色になる。

メディアはパチンコ業者に頭があがらない！？

　パチンコ業界はメーカー、ホール等、広告業界やテレビ局にとって願ってもない顧客という。そのため「パチンコにマイナスとなる報道は自粛する」と大手広告代理店はいう。また、ある新聞記者がパチンコで大負けしたという記事を書いたところ、営業部から「あまり載せないで」との注意があった。パチンコメーカーは、年に数億円も出すスポンサーだったとか。

　パチンコの　批判抑える　広告料　　　／　　　広告代　欲しさにメディア　嘘を書き

犯罪を政府がすれば公正か

　「一人を殺せば殺人者と呼ばれ、百万人を殺せば英雄と呼ばれる」

　映画『殺人狂時代』のチャールズ・チャップリンのセリフである。ならば、「市民が賭博をすれば犯罪者となり、数千万人に賭博をさせると収益事業と呼ばれる」とギャンブルオンブズマンは言いたい。

　「犯罪者は国家の競争相手であり、国家の暴力独占権をおびやかす存在である」

エンツェンスベルガーはこう言った。ヤクザ博徒は国家競争相手であり、国家の賭博開帳独占権をおびやかす存在であるから、博徒は厳重に取り締まらねばならない。パチンコはかつて遊技だったが、賞品の換金システムをセットし、警察がヤクザから裏支配を奪うと脱法賭博となった。これは国家の独占分掌する警察が、ミイラ捕りから賭博開帳権のミイラになったことをいう。

賭博の語の解説

　賭博の同意語・類義語は多い。博奕、博奕（弈）には直接的な「賭」の字はない。

「博」は本来「ひろい、ひろめる」の読みで、①とる、える、②ひろい、③かえる、④おおいといったプラスイメージで博愛、博学などに使われる。博奕や博蕩（身勝手）には明らかにマイナスイメージを伴うが、博士となると博識者のプラスの意味を持つ。

　「賭」は「かける」の読みでバクチそのものをいう。賭賓、賭射、賭弓の熟語もあり、かけごとの総称である。

　ちなみに「奕」は「えき」と読み、「美しい、おおきい」を意味する。「弈（えき）の碁を打つ」の「弈」という字とは異なるが、混同され使われるようになった。「博打」は「博弈打ち」を詰めた語であろう。打つは「たたく、攻撃する」意味、囲碁で相手の石を「切る」ことにも使われるが、博打は正しい当て字ではないと思える。

ギャンブル券の数え方

　勝馬投票券、車券、舟券などは、どういう数え方をするのだろうか。各種の券は紙でできているので「枚」で数える。だが、当たり券は「本」ともいう。例えば「万馬券は10本」という。馬券の賭け数は「口」でも数えられる。もちろん、外れた馬券はただの紙切れになり「片」としても数えられる。つまり馬券や車券などの数え方は、次のような狂歌になる。

当たります　何「本」もあると「口」拡げ　何「枚」あれど紙くずの「片」

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.6.1～24）

2017.6.1　　日弁連新聞　　「カジノ解禁推進法」の廃止を求めて　活動紹介

6.5　　 ＮＲＣ　　「カジノを含む統合型リゾート」についての世論調査（2017.1調査結果）

　　　　　　商工　　　カジノ解禁法成立後の状況　急がれる住民の反対運動

6.6　　 ＮＨＫ　　マカオのカジノ運営会社　大阪に　松井知事・吉村市長と面会

　　6.7　　 東京　　　神奈川横浜市長選　林市長が3選出馬表明　争点はカジノ誘致

　　　　　 読売ﾄﾞｸﾀｰ　　元関脇貴闘力忠茂さん　ギャンブル依存症（４）病気の怖さ講演で語る

　　6.9　　 ﾛｲﾀｰ　　　ギャンブル依存症法案、成立断念

　　6.10　　クレサラ対協　講演「さまざまな依存症と治療法を学ぶ」尾上毅医師（精神科）

　　6.13　　ＮＨＫ　　自公　ギャンブル依存症対策求める法案を共同提出

　　　　　　日経　　　カジノの床面積に上限　政府、有識者会議に規制案

　　6.15　　＜当会　会報第５５号発行＞

　　6.17　　産経　　　和歌山市長　カジノは外国人専用　認められない場合は「ＩＲ誘致諦める」

　　6.19　　毎日　　　ＩＲ誘致の現状は？大阪府民向けセミナー　カジノへの疑問や不安、払拭へ

 　6.20　　＜当会　　東京都・大阪府市に対し「BINGO5」販売・広告についての要望書提出＞

　　　　　　ＮＨＫ　　ギャンブル依存症　マイナンバーカードで入場回数制限　検討

　　6.21　　長崎県弁護士会｢特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の廃止を求める声明

日弁連　　カジノ解禁推進法に関する意見交換会（第4回）開催

　　6.22　　日経　　　横浜市長、臨海部開発「ＩＲありきではない」

　　　　　　神奈川　　山下ふ頭再開発で「カジノ関心ない」横浜港運協会会長

　　6.24　　佐世保勉強会「佐世保市はカジノ誘致を進めてよいのか」開催

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

１．当会6月1日付「不法な宝くじ宣伝広告の是正申出」（前号会報に掲載）に対し、東京都、大阪府、大阪市より6月27日付回答がありました。

東京都回答（大阪府市もほぼ同文）

宝くじ宣伝広告に関する管理・指導について（回答）

過日、貴会より申出のありました宝くじ売場における店頭広告に関し、宝くじの売りさばき業務等を再委託している受託銀行に対し、売りさばき業者への適切な管理・指導を指示しましたので、回答します。

なお、ご指摘にありました看板については、「この街で一番当たる店」と記載された部分を取り除いた旨の報告を受託銀行から受けております。

２．6月20日、東京都・大阪府・市に対し、新宝くじ「ＢＩＮＧＯ５」について是正要望をしました。

東京都知事　小池百合子　殿、大阪府知事　松井一郎　殿、大阪市長　吉村洋文　殿

ＢＩＮＧＯ５についての要望書

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会

貴方は、「ビンゴみたいな宝くじ」としてＢＩＮＧＯ５（ビンゴファイブ）を企画し売り出し中です。

宝くじは、1945年以来1等賞金額を100万円、500万円、1000万円、2000万円、3000万円、5000万円、7000万円、9000万円と上げ、1989年に1億円、1999年に3億円、2012年に5億円、6億円、2013年に7億円、2015年に10億円と、ひたすら射幸心を煽る発売をしてきました。また、1984年にインスタントくじ、1999年にミニロト、2000年にロト6、2001年にスクラッチ、2013年にロト7と次々新しいくじを発売し、これらも近年賞金を4億円からキャリーオーバーで最高8億円までに引上げ、普通くじ同様、射幸心を煽る販売をしてきました。

そのための販売広告には、テレビや新聞も含めて不実不当な点があることは、私共がこれまで指摘してきたところです。

　そして今回、新しく発売された「ビンゴファイブ」くじは、市民の間で遊びゲームとして広く浸透しているビンゴゲームを利用し、宝くじ種を拡大するものです。

　そのリーフレット広告を見ると、「友人とビンゴ！同僚とビンゴ！家族とビンゴ！」などと宣伝し、家庭内にまで宝くじの「ビンゴパーティー」を勧めています。

ギャンブル依存は、ぱちんこだけでなく宝くじでも発生していることは、具体的症例によって立証されているところです。（帚木蓬生『ギャンブル依存国家　日本』光文社新書29頁）

　ビンゴは、本格的賭博のカジノでは導入されていますが、日本では子供集めに子供向け賞品が一方的にプレゼントされることはあっても、ビンゴくじをお金で発売することは、刑法に禁止される富くじ発売・購入行為であり、許されません。そして、「家族とビンゴ」ということは、その中に子供がいることを想定しているということであり、この富くじビンゴで家族のパーティーをしようなど、反教育、反倫理です。

　ちなみに、証票法は、子供を対象とするくじ販売について明文を欠く欠陥がありますが、証票法はあくまで刑法187条の例外法であり、未成年者・子供への発売を特に認めてはおらず、禁じられているというべきです。未成年者・子供の富くじ行為については、教育、倫理上も禁ずべき地方自治体が、家族パーティー向けのビンゴくじを大々的に売るなど、絶対に許されません。

　よって、ビンゴくじの発売、特に「家族とビンゴ！」などの広告を止め、ビラ、広告類を回収されるよう求めます。

　なお、貴方らに対し、本書への文書による回答を求めます。

平成２９年６月２０日